

## 追加の論点及びその回答

### 1 調査事項の追加、変更等

#### (1) 農林業経営体調査票

##### ・「【10】過去1年間の農産物の販売」の3「農産物の出荷先」について

(審査メモ10ページ、農林業経営体調査票10ページ)

(追加論点)

- 2 農産物の出荷先に「自営の農産物直売所で」を追加しているが、直接販売を行う多くの方は「自営の農産物直売所」だけではなく「他者が運営する農産物直売所」を通じて行っている形態もあり、「自営の農産物直売所で」のみを項目として設定していることに違和感があるのではないか。記入し易さという点で改善を図るべきではないか。

(回答)

- 1 平成23年度の農産物直売所の売上高をみると、全体の売上高8千億円のうち、農業経営体が営む直売所による売上高は約1千億円と13%程度であり、直接販売においては、農協等の他者が運営する直売所を通じたものが中心となっている。

\*「農業・農村の6次産業化総合調査(平成23年度)」(農林水産省統計部)より

- 2 他者が運営する直売所を通じた直接販売が主流である実態を踏まえると、ご指摘のとおり、「自営の農産物直売所で」だけを設置していることで、記入者が違和感を覚える可能性があるとともに、現状では、共同で直売所を運営している場合に、760(自営の農産物直売所)に該当するか否かも明らかでない。
- 3 さらに、設置した選択肢が並列でなく一部が内数として設定されているため、「他者が運営する直売所を通じて消費者に直接販売している場合」は758(消費者に直接販売)だけに記入し、「自営の農産物直売所を通じて消費者に直接販売している場合」は758(消費者に直接販売)と760(うち、自営の農産物直売所で)の両方に記入するという、現行の記入上のルールも難解である。
- 4 以上を踏まえ、本項目については、消費者に直接販売に該当する選択肢をすべて並列で設定するとともに、共同で直売所を運営している場合は「その他の直売所」に含む旨明らかにするよう注釈の追記を行う。

( 現 行 )

		出荷先	
該当するすべてに	農 協 へ	753	0
	農協以外の集出荷団体へ	754	0
	卸 売 市 場 へ	755	0
	小 売 業 者 へ	756	0
	食品製造業・外食産業へ	757	0
	消費者に直接販売	758	0
	うち、インターネットで	759	0
	うち、自営の農産物直売所で	760	0
	そ の 他 へ	761	0
			762

注:「消費者に直接販売」には自ら生産した農産物又はそれを使用した加工品を消費者に販売しているものが該当します。

( 変 更 案 )

		出荷先		
該当するすべてに	農 協 へ	753	0	
	農協以外の集出荷団体へ	754	0	
	卸 売 市 場 へ	755	0	
	小 売 業 者 へ	756	0	
	食品製造業・外食産業へ	757	0	
	消費者に直接販売	自営の農産物直売所で	758	0
		その他の農産物直売所で	759	0
		インターネットで	760	0
		他の方法で(無人販売など)	761	0
		そ の 他 へ	762	0
			763	0

「消費者に直接販売」には自ら生産した農産物又はそれを使用した加工品を消費者に販売しているものが該当します。  
「その他の農産物直売所」には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。

・【11】農業経営の特徴」 - 「3 農業生産関連事業」について

( 審 査 メ モ 13 ペ ー ジ、 農 林 業 経 営 体 調 査 票 11 ペ ー ジ )

( 追 加 論 点 )

2 共同で農業生産関連事業を行っている場合、売上高の回答は各自の持ち分に応じて回答させる整理であるが、調査票上の注釈は「複数の農家で関連事業を経営している場合は、持ち分に応じた売上金額欄を記入してください。」となっており、農家以外が複数で行っている場合を包括できていないため、注釈を「共同で経営している場合は、持ち分に応じた売上金額欄を記入してください。」に改めたほうが良いのではないかと。

( 回 答 )

ご指摘を踏まえ、注釈について「複数の農家で経営している場合は」から「共同で経営をしている場合は」に変更したい。

(3) 農山村地域調査票（農業集落用）

- ・「【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」  
（審査メモ 18 ページ、農山村地域調査票（農業集落用） 2 ページ）

（追加論点）

4 「農業集落に最も近いDID名及び中心地にある施設名」の部分について、「DID名」という表現が分かりにくいのではないか。

（回答）

ご指摘の主旨を踏まえ、以下のとおり改善する。

（現在の調査票案）

【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いDIDの中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間で該当するものひとつに○を付けて下さい。

農業集落に最も近いDID名 及び中心地にある施設名						
		15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間 30分以上
上記DIDの施設	111	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)



（修正案）

【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いDIDの中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間で該当するものひとつに○を付けて下さい。

農業集落に最も近いDIDの 中心地にある施設名						
		15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間 30分以上
上記の施設まで	111	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

・【3】農業集落内での活動状況 - 「3 地域資源の保全」

(審査メモ 19~20 ページ、農山村地域調査票 (農業集落用) 3 ページ)

(追加論点)

2 「農業集落単独」「複数の農業集落」という表現について、本来は「単独の農業集落のみで保全を行っている」あるいは「他の農業集落と共同で保全を行っている」ということだと思いますが、現状では理解されにくいのではないかと。

(回答)

ご指摘の主旨を踏まえ、以下のとおり改善する。

(現在の調査票案)

3 地域資源の保全

この農業集落には、以下の地域資源がありますか。

「地域資源がある」場合で保全しているときは、保全に取り組む者の範囲について「農業集落単独」、「複数の農業集落」のいずれかに○を、保全していないときは「保全していない」に○を付けて下さい。

また、地域資源がない場合は、「地域資源がない」に○を付けて下さい。

保全が行われている場合にお聞かせください。  
(該当する場合はそれぞれ○を付けて下さい。)

			地域資源がある			地域資源がない	都市住民と連携している	NPO・学校・企業と連携している	前回値
			保全している		保全していない				
			農業集落単独	複数の農業集落					
農地	331		①	②	③	④	⑤	⑥	

(修正案)

3 地域資源の保全

この農業集落には、以下の地域資源がありますか。

「地域資源がある」場合で保全しているときは、保全に取り組む者の範囲について「単独の農業集落で保全」、「他の農業集落と共同で保全」のいずれかに○を、保全していないときは「保全していない」に○を付けて下さい。

また、地域資源がない場合は、「地域資源がない」に○を付けて下さい。

保全が行われている場合にお聞かせください。  
(該当する場合はそれぞれ○を付けて下さい。)

			地域資源がある			地域資源がない	都市住民と連携している	NPO・学校・企業と連携している	前回値
			保全している		保全していない				
			単独の農業集落で保全	他の農業集落と共同で保全					
農地	331		①	②	③	④	⑤	⑥	

・【3】農業集落内での活動状況 - 「4 活性化のための活動状況」

(審査メモ 21 ページ、農山村地域調査票 (農業集落用) 4 ページ)

(追加論点)

3 「4 活性化のための活動状況」の設問文中の「農業集落単独」、「複数の農業集落」について、本来は「単独の農業集落の活動として行われている」、「他の農業集落と共同して活動が行われている」ということだと思われるが、現状では理解されにくいのではないか。

(回答)

ご指摘の主旨を踏まえ、以下のとおり改善する。

(現在の調査票案)

4 活性化のための活動状況

この農業集落では、現在、農業集落の住民が主体となった以下の各種活動が行われていますか。

活動が行われている場合は、活動の参画者の範囲について「農業集落単独」、「複数の農業集落」のいずれかに○を、活動が行われていない場合は、「活動が行われていない」に○を付けて下さい。

活動が行われている場合にお聞かせください。  
(該当する場合はそれぞれ○を付けて下さい。)

	活動が行われている	活動が行われていない	都市住民との交流を行っている	NPO・学校・企業との連携を行っている
	農業集落単独	複数の農業集落		
伝統的な祭り・文化・芸能の保存 341	①	②	③	④

(修正案)

4 活性化のための活動状況

この農業集落では、現在、農業集落の住民が主体となった以下の各種活動が行われていますか。

活動が行われている場合は、活動の参画者の範囲について「単独の農業集落で活動」、「他の農業集落と共同で活動」のいずれかに○を、活動が行われていない場合は、「活動が行われていない」に○を付けて下さい。

活動が行われている場合にお聞かせください。  
(該当する場合はそれぞれ○を付けて下さい。)

	活動が行われている	活動が行われていない	都市住民との交流を行っている	NPO・学校・企業との連携を行っている
	単独の農業集落で活動	他の農業集落と共同で活動		
伝統的な祭り・文化・芸能の保存 341	①	②	③	④

## 7 今後検討を要する事項

### (1) 農林業経営体調査の在り方に関する検討

(審査メモ 29 ページ)

(追加論点)

4 論点3に対する回答として、資料3 - 2「審査メモで示された論点に対する回答」の19ページにおいて、農林業センサスと集落営農実態調査に関し「両名簿の名寄せによる分析を行うことを計画している」としているが、当該分析等について、名寄せの方法、名寄せの結果作成する統計等の内容、分析の視点について、具体的にどのようなことを実施するのか。

(回答)

- 1 集落営農については、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において担い手として位置づけられ、その育成・法人化に向けた施策の検討・推進・評価等のため、政策上毎年把握する必要があることから、平成17年より一般統計調査として「集落営農実態調査」を開始し、集落営農数や当該集落営農に参加している農家数等の概況を把握しているところ。
- 2 集落営農の大部分が概念上、農林業センサスの組織経営体に包含されるものの、現状では、具体的な対応関係が明らかでないことから、省内政策部局等からの要望を踏まえ、両調査で把握されている名称や住所等の属性情報による名寄せを行い、一致する経営体についての抽出集計による分析を2015年農林業センサスにおいて行うことを計画している。
- 3 今後、省内政策部局の要望を踏まえて具体的な検討は行うこととなるが、農林業センサスで把握した項目を活用して集落営農に該当する経営体を抽出集計し、それ以外の組織経営体との経営の違い（経営の複合化や多角化、労働力、農業用機械の所有の状況など）を比較することで、農林業経営体における集落営農の位置付けを明らかにする。  
また、集落営農実態調査で把握している参加農家数等を活用し、集落営農の進展による農家数の増減への影響等を分析することを想定している。

(追加論点)

2 近年、農林業においては、農業経営の継続・発展のため、その法人化が推進されており、その結果、会社形態の経営体が増加しつつあり、その中には経営の多角化の観点から、農業関連活動以外の経済活動を展開しているものも少ないと考えられる。また、農地法改正により、他産業の会社が農地を取得し農業に参入するケースも増えつつある。

こうしたことから、農業生産構造的な把握及び今後の法人化や農商工連携の推進に当たっては、事業者における経済活動全体及びその中の農業関連活動やそれ以外の経済活動の実態を把握する必要があると考えられるが、現行の農林業センサスや農業・農村の6次産業化総合調査(一般統計調査)では、農業関連活動の把握に限定されている。

したがって、農林業センサスの対象である農林業経営体のうち会社形態のものについて、経済センサス活動調査とデータリンケージを行い、必要な統計を整備する必要があるのではないか。

(回答)

1 経済センサスは、農業、林業に属する事業所で個人の経営に属するものを対象から除いているものの、法人等については農林業センサスの調査対象と一部重複するものが存在する(下記(参考)農林業センサスと経済センサス-基礎調査の関係 参照)。

2 論点において両調査間における調査項目の代替可能性を指摘されているが、農林業経営体における法人経営は、家族経営や非法人の組織経営などとの経営の差異を比較する上で、重要性の高い集団であり、積極的に法人化を推進している当省としては、経営体の発展過程における目標とすべき重要な一つのステージともいえることから、代替により関連する調査項目において時点の差に起因する内容的不整合を招くことは、結果利用上の支障を招くことから困難であると考えるところである。

3 しかしながら、ご指摘のとおり、データリンケージを行うことは、経済センサスで把握しているが、農林業センサスでは把握していない項目の活用が図られ(逆も然り)、統計の高度利用に資するものであると考えられることから、データリンケージ(名称、住所、電話番号などの属性情報による名寄せ作業を行い、機械的に連結できない大多数については目視により判断)に当たって必要なコストに見合うニーズの有無等を踏まえ、前向きに検討すべきと考えるところである。

経済センサス-活動調査で把握している項目	
(すべての事業所について)	
・経営組織	
・開設時期	
・従業者数	
・売上金額、費用総額及び費用内訳	
・事業別売上金額	
・主な事業の内容	
・農林漁業の収入の内訳	
(法人の場合)上記に加え	
・電子商取引の有無	
・設備投資の有無及び取得額	
・自家用自動車の保有台数	
・土地・建物の所有	
(会社法人の場合)更に上記に加え	
・資本金、外国資本比率	
・決算月	
(単独事業所調査票より)	
*赤字は農林業センサスで把握していない項目	

(参考) 農林業センサスと経済センサス-基礎調査の関係

2010年世界農林業センサスで把握された農林業経営体(非法人の家族経営を除く)及び平成21年経済センサス-基礎調査において農林業に格付けされた事業所数の関係は以下のとおりである。

「法人でない団体」(農林業センサス上の非法人の組織経営体)については、両者に大幅な乖離があり、前回2010年世界農林業センサス計画の諮問時の第11回産業統計部会において「農林業経営体と事業所の相違について」として資料を提示しているとおり、経済センサス-基礎調査では、農業・林業に属する事業所で個人の経営に係るものだけでなく、非法人の組織経営体についても対象外とされているものとして認識している。

経済センサス基礎調査(平成21年7月1日)確報より

	総数	民営	個人	法人	法人でない団体	国、地方公共団体
農業、林業	29,917	28,374	-	27,889	485	1,543

2010年世界農林業センサス

	総数	民営	個人	法人	法人でない団体	国、地方公共団体
農業、林業	49,696	47,731	-	27,651	20,080	1,965

注: 農業、林業については、非法人の「家族経営」を除いた結果である。



なお、上記に掲載した経済センサス-基礎調査の結果は、規模に関わらず農林業を主たる事業としている事業所（副業として農林業を行うものを含まない）の数であり、農林業センサスでは当該事業が主たる事業か否かは問わず一定規模以上の農林業を行う経営体の数であることから、調査時点の違いだけでなく概念上も相違するものである。